

京都議定書における「吸収源」に関する条項（概要）

1. 3 条 3 項：新規植林、再植林、森林減少

1990 年以降に行われた、

- ・新規植林（これまでに森林がなかった土地に植林）
- ・再植林（以前森林だった土地に植林）
- ・森林減少（森林を他用途に変換）

の 3 つの活動に限定し、その吸収量を計上する。

2. 3 条 4 項：追加的人為的活動

3 条 3 項の 3 つの活動以外の森林経営、農用地管理等による追加的人為的活動。1990 年以降に実施された分について、その吸収量を計上することとしている。